

○議長 小田 武人君

5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番、妹川です。通告書に従って一般質問をしていくわけですが、件名のところの 1、2、3。この順番をまず 2 番目の教員の過重労働解消、そして 2 番目に町職員の時間外労働について、3 番目に前教育長の問題について一般質問を行いますが、そういう変更をしております。担当課の職員には事務局長を通して説明があつておるとお思いますので、よろしくお願ひします。

では、1 番目の教員の過重労働解消についてから、まいりたいと思います。

昨日、教育長が学校教育の抱負と決意をお話されました。その中で業務の見直し、学校行事の見直しまたは廃止、それを含めてですね、お話をお聞きしたわけですが、その際、教職員の過重労働の改善についても、そういう意味合いのものかなと思つております。

今、学校教育というのは、よく言われています。子供を中心に据えて、家庭と地域を合わせた三位一体の体制を構築し、子供の成長とともに教職員や保護者、地域住民等がともに学び合いながら、人間的な成長を遂げていくという姿が理想であると。その肝心なかなめである教職員の勤務状況は、年々、労働時間が増加し、今や先生たちの命や健康を損なうような過重な業務に追われ、悲鳴を上げている。私は教師を 40 年間、無事に勤め上げた者として、これは人ごとではないなというようなことを感じまして、この一般質問をするわけです。

では、これを読んでいきます。文部科学省の調査で小中学校の教職員は平均で 1 日 11 時間以上働き。これは、教職員は、地方公務員もそうですが、1 日 8 時間でいいんですよ、労働基準法。約 8 時間でいいんですが、11 時間、いわゆる 3 時間以上働き、過労死ラインとされている残業が月 80 時間を超える例が、中学校で 6 割近く、小学校でも 3 割に及ぶことが報告されております。前回の 2016 年の調査に比べ、教諭や校長ら全職種で勤務時間がふえた。授業時間が増加したほか、中学校では土日の部活の時間が倍増。同省は、学校が教員の長時間勤務に支えられている状況に限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問しております。

そこでまず、芦屋で教職員の多忙間の実態を把握しているか。2 番目に多忙化の原因は何か。これについて 2 つまとめて御回答お願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

まず実態調査ですが、まず詳しい実態調査はしていません。しかし、今、妹川議員がおっしゃったように、文部科学省は 2016 年度の教員勤務実態調査の結果の速報値を公表しました。ちょっと繰り返し言わせていただくと、それによる過労死ラインとされる 1 週間当たりの学内総勤

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

務時間が 60 時間を超えていた割合は、先ほど議員がおっしゃったように、小学校教諭で 33.5%。それから中学校教諭では、実に 57.7% に上っていた。そういった報告がなされております。原因としては、授業時数がふえたこと等々、今、議員がおっしゃったとおりです。

それを受けまして、私のほうで大まかな実態調査を管理職に聞き取りで行いました。それによると、町内の小学校で学内総勤務時間が 60 時間を越えていた教員はいませんでした。しかし、学内総勤務時間が 1 週間で 55 時間から 60 時間の過労死ラインぎりぎりの教員は、2 小学校でほぼ 50%。1 小学校でほぼ 40% という回答を得ています。これは町内の学校では原則、朝 7 時に解錠して、19 時には施錠しますので、基本的には 1 日 12 時間を超えることはありません。1 週間の、そのために学内総勤務時間が 60 時間を超えることがないという計算になります。しかし、19 時に施錠をしなければ、小学校教員の半数近くの教員が過労死ラインを超えるということになるかと思えます。

なお、中学校の教員は、30% 程度が既に過労死ラインを超える勤務時間となっています。

以上です。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

要旨 2、多忙化の原因について回答させていただきます。

教員の業務が複雑化・困難化してきたこと、それに伴い、業務量が増大したことが大きな要因であると考えます。具体的には、保護者対応の増加、授業時数の増加、土曜日授業の導入、芦屋町独自の教育活動、重点課題研究の対応、そして中学校におきましては、部活動の対応などがあると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

この教員の過重労働解消は、やはり教員の現場の実態、そして、こういうさまざまな多種多様な業務が煩雑化してきていると。そういう原因を把握しないと、この解消にはならないと思うんですが。早速、そういう調査をなされてですね、その調査の内容というのは、各学校の校長が職員に対して、どのような形でアンケートをとられたのか。その教員の個人個人から上げられてきたものなのか。そういう記録簿、タイムカード、そういうものを求めて、時間がどれだけあったかということ調査されたんですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

基本的に、学校の教員はタイムカードを持ちません。それとあわせて、教室から直接に帰ると。勤務時間を過ぎて職員室に顔を出さないで帰る場合とか等々ございますので、これはあくまでも学校長、教頭にですね、大体、教頭が学校の中で一番帰りが遅いですから。職員室にずっといて、ほぼ職員の 1 日の勤務形態というのは、朝何時に来て、何時に帰るという勤務形態は、ほとんど職員によって、あらかじめ決まっておりますので、教頭を通じて校長に聞き取り調査という形で行った次第です。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

ぜひですね、管理職、芦屋ではないと思いますが、職員が 7 時、8 時ないしは 9 時くらいまで残っている場合もある場合に、じゃあ管理職は最後まで残っているかと。むしろ管理職の方が早く帰っている実態があるんじゃないかというような学校もあるみたいですね。だから、今は夜の 7 時に施錠するということであれば、全職員がそこで退出するということを徹底していただきたいと思うんですが。やはり、学校は生徒たちが残っていますから、その退出時間というのは、5 時前ですかね。勤務時間はどうなっていますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三榎 賢二君

4 時 4 5 分まで、芦屋町の場合はですね、あっております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

朝来て、退出する勤務時間は 4 時 4 5 分まで、本来はですね。しかしながら、クラブ活動の効果、そういうものもありますし、ほとんどの職員がクラブ活動の顧問になっておられますが。今現在、部活動は体育系が 10、文科系が 4。部活動を側面から支えるための外部指導員の確保が必要ですがけれども、今現在、外部指導員は何人いらっしゃいますか。そして手当、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、芦屋中学校部活動の外部指導員についてですが、現在 5 名いらっしゃいます。陸上部で 1 名、吹奏楽部で 2 名、柔道部で 1 名、茶道部で 1 名、5 名となっております。そしてその謝礼についてですが、1 年間に 30 日以上勤務した方につきましては、年額 2 万円。30 日未満の方につきましては、1 万円の年額謝礼となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

今、テレビ等でもですね、また新聞記事でも、今はこの文科省が実態調査を発表したことによって、今、再三、新聞、テレビに出ている中で、外部指導者の確保に血眼になっておるわけですけど。

あるところではですね、1 時間 800 円の手当を出しておられるようですね。その 2 万円とか 1 万円とかいうものが妥当かどうかはちょっとわかりませんが、それくらい外部指導者の方々を確保すると。私も少しスポーツをしておりますので、卓球でもそうですね。芦屋町には卓球はありませんが。柔道の方や、それから水泳の方、テニスの方、さまざまですね、スポーツをやられて、もう 60 代、70 代、そういう慣れた方々をですね、人の手を通してでもですね、こういう確保すれば、喜んで参加される方がいらっしゃると思うんですね。ぜひですね、顧問の数をクラブ数に合わせて、外部指導者を予算化してですね、確保していただきたいなというふうに思います。また、教育長もそういうお気持ちを持っておられるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今ですね、この文科省が出しています 60%、30%の方々が過重労働であるという中においてはですね、宿題や連絡帳などを持ち帰り、その採点と連絡帳の記載、そして家庭でも仕事をするという、そういう時間数が含まれていないんですね。テレビでもありましたが、家に持ち帰って、そして子供たちの採点、そして連絡帳の記入、夜の 10 時 11 時まで仕事をして、家庭と仕事、いわゆるワーク・ライフ・バランスが、もう崩れてしまっているというような先生方の声も聞いております。そういう意味で、これは過重労働解消のためには、喫緊の課題であるというふうに考えます。

では、3 番目、労働時間の適正化に関する諸法令及び数値はどのような内容か。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

まず、御指摘の適性化に関する諸法令はありません。ただし、国・県からの通知文書があり、その内容ですが、まず教職員の超過縮減に向けた具体策を記載したハンドブック、年次休暇の使用促進等の通知文書、学校現場における業務の適正化に向けての取り組み策を示した通知文書がございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

それに対する労働基準法上は、使用者は勤務時間を適正に把握する責務があるというようなことを書かれていますが、これは間違いありませんか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

申しわけございません。労働基準法の詳細については、今この場で把握しておりません。申しわけございません。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

ぜひ法令をよく御覧になっていただきたいと思います。

公立学校の教員も含め、地方公務員には労働基準法は適応されているわけですよ。ここの芦屋町の最高責任者である町長は、職員の勤務実態を知る必要があるわけですから、タイムカードもありますし、3年間保存されていると思いますけれどね。これは、教員も地方公務員です。だから、使用者である校長は適正に把握する責任があります。そのことによって、今先ほど、教育長が言われたようにですね、今後とも取り組みを進めていただきたいなと思います。

では、教員にはそれだけ60%、30%近くの方がですね、超勤をやっておられる。過労死ラインとされている残業時間80時間を超えられるような方々がおられるわけですけど、この方々については、残業手当はつくんですか、つかないんですか。この点についてお願いします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教職員の超勤はつかないというふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

私も、これは昭和 47 年にですね、教職給与特別法、給特法という法律ですけど、正式には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのが昭和 47 年に施行されておりますね。先生も今から何十年になりましょうか。40 年近くですから、先生は現職ですね、おられたと思いますけど。そのときにですね、4%給与に上乘せして、4%支給されているわけですね。当時は月 8 時間の超勤状態であったわけですよ、平均してですね。今現在は、80 時間、60 時間、80 時間ですから、簡単に言えば、8 倍から 10 倍の超勤が行われていると。そうしますと 4%、8 時間ですね、80 時間とすれば 10 倍かけると。そういうことであれば、もう 40%近くの残業手当を支給しなくてはならないというふうに、単純な計算でいけば。

今、役場の職員は 25%の増額ですね。そして、夜間であれば 50%の超勤がいただけるということになってはいますが。このように過重な労働の中で、その職員は、教職員は働いているわけですが、本来ならば、その労働基準法から排除されているんですね。しかも、その当時、昭和 47 年当時は、月 8 時間であったけども、今、半世紀経っても見直しがされてないわけです。まさに、ブラック企業に劣らない、隠されたブラック学校と、こう言われるように、今、新聞、テレビでも盛んに報道しておりますね。だから、教員の場合は労働基準法の定める週 40 時間を大幅に超えても残業手当は支給されていないと、こういうことを我々議員も、それから一般社会人の方も地域の方も保護者も知らないだろうと思うんですよ。それで、またこの職員自体もですね、職員自体も、なぜ、残業して手当が出ないんだろうかという、法律的なことを全く学んでいない職員もいるのではなかろうかと思います。そういう中であって、再三、国、県から町の教育委員会に対して、通知、それからさまざまな資料が出されていますけど、この教育委員会として、校長会でそういう話をなさっておると思いますが。

では、学校の管理者である、使用者である管理の校長は、職員会議等でもって自分たちのこの超勤の実態、そしてどうすべきか、業務の内容にしてもですね、どうあるべきかというようなことを職員会議等で論議されたことがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

校長から教頭以下職員における指導についてですが、こちらのほうで確認した結果、職員会議等において、校長、そして教頭のほうから、さまざまな超勤縮減に対する指導のほうを行っているという報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

私も現職の時にですね、校長がですね、職員会議、朝礼の時にですね、「県の教育委員会からこういう数値が来ております。ここに張っておきます。」で、それで終わりなんです。私たちがそれを見に行きますね。そうすると、残業に関してはこうだとかあだとかですね、定時退校とかですね、そういうことを言われるだけで。今、私がこの資料をたくさん開示請求をしまして、課長からたくさんの資料をいただきましたが。このハンドブック、タスクフォース、それからガイドライン、こういうのを見てですね、ああ本当にこういうふうに机上ではですね、立派なことを書かれてあるなというような印象を受けました。今、職員会議等でただ、通知文やこの資料、ガイドライン等をただ渡す、見せるだけではなしで、やはり、これを先生たちにですね、説明をしながら、自分の身分はどうなのかと。これを改善するためにはどうあるべきか、先生たち自身ももう少し声を上げなければ、これは改善できないと思うんですね。そういう意味で、ぜひですね、そういうところを、今おっしゃったように通知しているだけじゃなくて、職員会議等で徹底してですね、論議していただきたいなというふうに思います。

今は、多忙化の原因の中にですね、部活動の問題もありましようけど、脱ゆとり。以前はゆとり教育という学習指導要領があったわけですけど、数年前に脱ゆとり。ゆとり時間をなくしたことによって、授業のコマ数がふえた。影響を受けたと。ということが、文科省の関係職員も談話としてですね、述べているわけですね。だから、そういう脱ゆとり。私が現役のときは、ゆとりの授業がありまして、ゆとりの授業そのものが大変でしたけれども、慣れるとですね、非常に子供たちとかかわることもできた時代がありました。

では、その今、教員の健康を害し、ひいては生き生きとした教育活動を阻害することにつながっていますが、これらを解消するため、文部科学省や県の教育委員会からの行事の見直し、業務の精選、公務の効率化を図るよう通知がなされておりますが、これについて、教育委員会として、校長会、教頭会にですね、どのような形で諮っており、またその結果報告を受けてこられたでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先程の答弁と一部重複いたしますが、まず、毎年、年度当初の校長会で超過勤務縮減や業務改善、効率化に取り組むよう、教育長から直接指導をしております。なお、今年度は平成 28 年度

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

に出たさまざまな通達等を受けまして、校長会のみならず、教頭会、そして主幹会議においても直接指導するなど、幹部職員の意識を向上させ、各学校現場の取り組みの実効性がより高くなるよう留意しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

よく「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」と高らかに言われる時があります。しかし、現在の学校は教師たちの献身的でしかも過重な労働条件の中で成り立っているといっても過言ではありません。教職員の勤務実態は異常でもあり、尋常ではない。心身とも疲れきっている。こんなゆとりのない状態では、よい教育はできないとまで言われています。

例えば、いじめの問題が発生する。親から連絡が入る。そして、それに対するいじめた側の生徒、児童・生徒、そしていじめられた側、加害者、被害者との対応。そこに親が入り込んでくる。そして、一度、これを解決できなければ、もう立ち上がることができなくなるような若い先生方。そしてそれをカバーしてくれるような先輩教員の支えもない。そういう人間ですね、先生たちの分裂と言いましょかね、そういうようなことが再三行なわれながら、マスコミで出てくるような実態が出てくるわけで。芦屋町の場合はそういうことがあっているかどうかわかりませんが、教職員がですね、一体となってそれに取り組む。そういうゆとりがね、なかなかないのではないかな。やはり、教員の、その担任や、その問題の先生が問題ではなくて、やはり教職員が一体となって取り組む。そういうシステムができるような時間があるのかどうか。教員が授業改革に取り組む時間や子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていく必要があると考えるんですね。そのためには、長時間労働をなくし、快適な環境の職場づくり、それが大事です。ぜひですね、教育委員会としても具体的にですね、ただそういうことを通知しています、やっていますではなくて、じゃあその調査の報告をですね、どのような報告が出ているのか、職員会議の中でどういう結果が出てきたのかとか、そういうことも校長会、教頭会で求めてください。でないと本当、この芦屋の小中学校からですね、過労死によって、または自殺をする先生たち、または若い先生たちがやめていく、そして早期退職をされる。60歳満期を待たずしてですね、そういう先生方々が非常に多いというふうに聞いております。

そこで、公立学校における教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善ハンドブックというのがありますね。それから次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォース。それから労働時間の適正な把握のために使用者が、使用者、校長ですね。講ずべき措置に関するガイドライン。これをかいつまんで、どういうものであるかお話できますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

かいつまんでということですので、まず今、御指摘の中の学校現場における業務の適正化に向けてという通知の概要を申し上げさせていただきます。

もう先ほどから、議員御指摘のようにですね、もう、先生方の負担を取り除くための具体的な改善方策等がですね、国、教育委員会、学校現場のですね、それぞれが具体的な改善方策が示されております。

例えば、教員の部活動における負担を大胆に軽減するという部分で、教育委員会の具体的な改善方策を読み上げさせていただきます。各学校における適切な休養日の明確な設定に対する支援を行う。生徒の健全な成長の確保や教員の負担軽減の視点も盛り込んだ部活動のあり方の指導、ガイドラインの策定、練習時間や休養日の設定基準の明確化、域内全学校に対する練習時間や休養日の周知徹底、フォローアップを推進する。各都道府県市町村の中学校体育連盟等との大会の運営等の見直しに向けた協議を実施する。例えば、今申し上げた部活に関する分だけでも、このような指摘がございます。それ以外にも、長時間労働の働き方を見直すとか、また教育委員会の支援体制を強化するとかいう部分で詳細な具体改善方策が示されております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

その中にですね、学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放するというところで、学校給食費等の学校徴収金会計業務を学校の教員ではなく、学校が設置する町自治体みずからの業務としてとり行うための環境整備を推進と、こういうのがちょっと書かれてありますが、芦屋町にとってはですね、もう徴収はそういう一般会計なり、給食センターのほうでですね、やられているからそこは前進でいいと思いますが。今現在こんな学校はほとんどないわけですけど、それをこんな適正化に向けてという、時代遅れのようなものを書いているなというふうに思っています。私はここの厚生労働省かな。これにですね、ちょっと電話してみようかな。文部科学省か、電話してみようかなと思うんですけども。今、そういう問題ではなくて、今、芦屋町にとってはですね、北九州市や小郡市や、どこでしたっけ。宗像市かな。そういうところですね、校納金を、校納金。大体月 3, 0 0 0 円とか 5, 0 0 0 円。1 学期の初めは 2 万円ぐらい、小学生の子供はですね、納めるんですけど、校納金袋に入れてですね。これは即ですね、やっぱり、やめるような形で。聞きますと、今、教育委員会としても学校長にお話をして、後は一任していると

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

というような形ではなくて、こういう先生たちは、ほぼ 100% 近くの先生がですね、こういう金銭的なものを取り扱う、そういう校納金制度が口座引き落としになれば、本当にそういう業務、本来の教師の業務ではありません、これは。そういうことで喜ばれると思うんですよ。そういう強い姿勢でもってですね、やはり校長会でどうですかというような話で、教員に聞くとかですね、そういうことをやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

前回、3月定例会での一般質問を受けまして、今、議員御指摘の提案につきましては、早急に校長会でですね、通知して検討を進めるように指示はしております。また、学校長たちにおきましても、近隣、郡内の状況とかを考えている最中というふうに認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

業務改善のためのタスクフォースという、座長は文科省の副大臣、そういう冊子があるわけですけど。町長もですね、昨日言われましたけど、やっぱり長時間勤務の改善が課題であると。教員が子供と向き合える時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境整備を整えていく必要があると。そういうことを、この冊子にもあるわけですけど。まあ、このような問題を解決するために、このガイドラインを新たに策定した、公表したということです。

労働時間の適正な把握のための使用者に講ずべき措置に関する記事もあります。どうあるべきかと。管理職の研修会などで、職員の健康管理の面、ぜひですね、実態調査を行って把握するように指導していただきたいと思います。

今、この超過、過重労働を縮減するための前提としては、実態を十分に把握しておかなければなりません。労働基準法第 109 条によれば、管理職が全職員の毎月の出退勤記録を確認し、改善方策を実施する責任があると考えています。今、記録を取っているということでしょうけど、いつごろから毎月提出されるようになったんですか。最近ですか、それとも 2 年、3 年、4 年くらい前から取っているわけですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

教育委員会の調査のほうは、県のほうから調査が来るたびに行っております。直近としては昨

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

年度、1 年前にした調査となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

それは、定時退校日がちゃんと実施されているかどうかの話じゃないとですか。毎月一人一人の先生たちの勤務実態の記録簿ですよ。

あの、なぜこんなことを申し上げるかというとですね、もう皆さん方、議員の皆さんも執行部の皆さん方も御存知だろうと思うけど、平成 27 年度に広告大手、電通の新入社員の問題がありましたね。過労死自殺の問題ですけどね。

ところがですね、今、昨年ですか、妻が先生で、小学校の先生で過労死というか、職員室の中で倒れた、脳梗塞でですね。50 代ぐらいの先生ですけど。そのことによって、これはテレビでも出ましたし、インターネットでも出ていますけれど、新聞にも出ていましたけれど。そのことによって、夫が労基署に労災申請をしたわけですよ。ところが、労基署は記録簿がないと、その出勤のですね、出退勤の記録がないので、受け付けられないということを言われてですね。それで、その夫である方は、すぐさま教育委員会、学校長、教育委員会に行ったところが、ありませんと。それで、じゃあパソコンを貸していただいたんでしょう。その夫は、去年の夏からそして 11 月ぐらいまでのずっといわゆる記録簿、いわゆるパソコンでその PC の中に入っている記録簿を見ながらですね、100 時間を超えていたということがわかったわけですね。その当時、その方は名前も書かれてありますけれども、その方は、結局、就寝時間が深夜 1 時になることもあったと。結局タイムカードがなかったんですね。ない、学校が。タイムカードも今ある学校も少しずつふえてきておるようですけど。その学校の PC のログイン時間を一つ一つ調べた。亡くなる半年前の 8 月から調べ、授業のある 9 月、12 月はそれぞれ時間外労働が月 100 時間を超えていたということで、その資料でもって労基署に行きましたところ、労災が認められたというようなことで新聞報道、多分載っていました。だから、そういう意味で、万が一ですね、小学校、中学校の先生がそういうことになったときに、学校長とそれから、教育長がですね。樋口事務局長という方はですね、やはり、校長が各教員の勤務時間を確認するための具体的な措置を取っていない。これは労働基準法違反と厳しく指摘しておりますし、また今、従来の固定化された献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続、発展することは困難であると。こういうことがですね、マスコミ等でも言われております。そういう意味では、本当に喫緊の課題であるということを考えられて、教育委員会、管理職、職員、そう一体となってですね、取り組んでいただきたい。そのことをまた、一般の保護者にもですね、こういう過重労働の中で

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

教育が行われておれば、その子供たちにとってもマイナスになると。いろいろな問題が生じた時に余裕がなければ、生徒とのかかわり方がですね、精神的な異常さの中で対応しなくちゃなりませんから、子供にとっても不幸なことであるというふうに考えます。どうぞ、そういう意味で、この問題についてはですね、終わりたいと思います。

じゃあ次にいきます。町職員の時間外労働と職員の休職者に対する執行部の対応です。

本年 3 月、議会で過労死ラインといわれる月 80 時間以上働いている職員が延べ 35 人、また 100 時間を超える職員が延べ 17 名と。長時間労働について、町長は地域づくり課では、砂像の問題点もある。他に、法律が変わり、そのたびに条例も変えなくてはいけないということで、芦屋町だけの傾向ではなく、全国の自治体で同じような傾向になっていると。しかし、早く帰るよう指導すると前向きな答弁をされました。これらのことについて、これも教職員の今の残業超過のことと変わらないですけど。

業務内容の精選と適正な職員の確保についてということで、財政改革で職員が減り、仕事はふえたという悲痛な職員の声がちまたで聞こえてきます。長時間労働を削減するための業務の精選について、具体的な取り組みはありますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

業務内容の精選につきましては、平成 29 年度の予算編成において、基本的な方針の一つに、限られた財源の効果的・効率的な活用を基本に、取り組むべき行政課題の緊急性・重要性をゼロベースの視点で検証した上で、事業の取捨選択を行うこととなっておりますし、実施計画におきましても、毎年、事業計画等の見直しを行い、事業の精査を行い実施されるため、所管課において十分に検証されているという形で考えております。

次に、職員の確保につきましては、職員の退職にあわせて職員で補充することを基本とし、平成 23 年度以降は業務の量の増大にあわせて、職員を増員しております。

また、昨年度、職員採用試験の試験内容の見直しを行い、行政職員としての適性或資質を持った可能性のある人材の確保に努めているということでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

具体的な業務の精選ですね。私は一つ提案してみたいんです。なかなかこの問題、提案しづらいんですけどね。今は、教育長がですよ、昨日、教育フォーラムや科学フェスタ、教育井戸端会

議等の廃止とか見直しとか、そういうことを教育委員会で話をされて決定しただろうと思います。私は、今年度はしょうがありませんが、来年度ですね、砂像展の廃止を検討してみたらどうだろうかと。廃止してみたらどうかと、私は思うわけですね。今、3月議会でも、はっきりと地域づくり課、砂像展の関係で時間が増になったということを言われましたし、町長もそのことについてお認めになっておられるわけですね。だから2年ほど前に、その砂像展の費用対効果の問題とか、確かにPRはなったとしても、そういう効果があるのかどうか分析はしていないという回答だったと思うんですね。

だから、こういうふうな砂像展というものの支えは、ボランティアの皆さん方がですね、数多く支えておられたと思うんですけれども。やはり、こういう実態を過労死ラインの職員がたくさんいるんだというようなことですね、話をすれば地域の方々も納得していただけるのではないだろうかと。そういう意味ですね、まだほかにもいくつかあるかもわかりませんが、私が思いつくものについてはですね、砂像展の廃止を検討してみたらどうだろうかとというふうに考えますが。もう回答は、後は皆さん方で判断して結構でございます。時間の関係がありますから。

私はボランティアの皆様方にはですね、まだまだ教育長が言われたような、文化的な香りがするもの、そして歴史的なもの。例えば町民がガイドラインをつくったり、町外の方々を案内するようなボランティア、そういうのも北九州ではやっておりますね。史跡巡りとか、それからここでいうならば、前も言いました四国島郷お地蔵さん回りとかですね。そういうものをボランティアで支え合いながら、みんなで何月何日には、こういうふうに引率しながら勉強会をしていくと。もちろん、教育委員会や学術員の方も含めながらやっていけばいいかなと思ったりもするんですよ。そうすれば、ボランティアの皆さん方も郷土の歴史文化、それを見直すことができるだろう。そして、そこでお地蔵さんを祭っておられる方の、地域の方々も喜ばれる。今もう、それこそ、いつなくなるか受け皿がないような状態になってきておりますので、そういうところにですね、力を注いでいただいたらなあと思います。

じゃあ次は、長期休職者への取り組みについてでございますが、本年3月議会、本年3月議会で芦屋町職員の長期休職者の推移と、他町と比較してどうなのかと質問しました。総務課長は、休職者は平成25年3月末で1人。平成26年3月で2人。平成27年3月で2人。平成28年3月で3名。平成29年2月現在で6名であるとの答弁でした。また、他町の休職者は中間市と岡垣町に休職者がいるが、人数については差し控えたいとのことであった。私が調べたところ1、1程度だったかな。芦屋町が6人という形でいちばん多い。非常に異常なことであるという、そういう回答であったんですが。どうでしょうか。6名の長期休職者は現場復帰されたのですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

全員はまだ、復帰はしていませんが、そのうち3名は復帰しております。新たに病休者が出ているという形で今現在なっております。人数的には、3月にお話した6名という数的なところは変わっていないという状況でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この長期休職者の中にはですね、パワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けたという因果関係があるのではないかなど。仮にそうであれば、パワハラ、セクハラ、嫌がらせなどを受けた職員は誰に相談するのかなど。何か役場の中でそういう相談窓口みたいなのはあるんですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

相談窓口につきましては、総務課の人事係が、そういう形があれば、相談を受けるという形にはなろうかと思えます。（発言するものあり）総務課の人事係が担当するかというふうになるかと思えます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この問題は、学校教育でもそうなんですけど。先生方も加害者、被害者、特に被害者ですね、親にも話をしない。なぜ話をしないのか、いじめを受けてですね。その被害者の心理状況というのは、まあ昔はですね、いじめられたらいじめ返せとか言ってたかもわかりませんが。今はいじめられたら親にも話さないし、死を覚悟するまで言わない。死ぬまで言わないという、そういう家庭がありますよね。なぜかと。それを指導者である教師、または皆さん方の職員の皆さんはなぜ言わないのか。なぜ、親は、子供はなぜ言わなかったのかというところまで入り込まないかんのですね。

加害者もそうです。加害者はなぜ加害をするのか。加害者は昔はですね、いじめられたことがある子供たちが8割ぐらいおるんですよ。だからいじめ返すという心理が動く。だから加害者である者は、ずっと説明を聞くと、自分がいじめられたことを思い出す。そして本当に悪かったなというふうに思うわけですね。じゃあ、いじめられた側はなぜ親にも話さないのか。先生にも話さないのか。これは自分自身の自尊心。自尊心を傷つけられる。人に、親に言えば、自分自身の自尊心が傷つけられるということを知っているから言わないんですね。

そういう意味で、ここの今の職場でですね、総務課の人事係に相談したところで、相談するわけありません。親にも言わない。そういう意味で、じゃあどうしたらいいのかということをやはり、上司である方々の、そういう教育をやっぱり受けるという、職員のですね、中でのそういう話し合いをですね、専門家の方に聞いていただいて、関心を持っていただきたいということですね。

では、役場内は働きやすい環境に置かれているのかどうか。また、そのために環境改善の施策は図られているのか。また長期休職者や病気休暇の実態を踏まえ、円滑に職場復帰できるような環境にするために、どのような取り組みを行っておられますか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

労働安全衛生法の第 18 条に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を推進するため、衛生委員会を町のほうで設置し、産業医、衛生管理者、芦屋町の職員組合等から組織し、労働者の健康、障害の防止や健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策や休職者の対応等についても審議をしております。

また、厚生労働省が定めます事業所における労働者の心の健康づくりのための指針について、メンタルヘルス対策推進のために重要とされた 4 つのケアを、芦屋町においても、メンタルヘルス対策として推進をしております。

まず 1 点目は、自身によるセルフケアとして、平成 28 年 9 月に心理的な負担の程度を把握するための検査、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導を実施しました。このストレスチェックは、労働者のストレスの程度を把握し、心身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることにより、メンタルヘルス不調となることを未然に防ぐことを目的としております。国が示しているストレスチェック制度実施マニュアルにおける高ストレス者の割合は 10% であり、当町での割合とほぼ同じであったため、当町における高ストレス者の割合は標準であると考えております。本年度につきましても、6 月にストレスチェックを実施するように考えております。

2 点目は、部下と日常的に接する管理監督者に対する職場環境の把握や改善、部下に対する相談対応といったラインによるケアをより充実させるため、昨年 12 月に監督者を対象としたメンタルヘルスの研修を実施しております。

3 点目は、職場内産業保健スタッフ等によるケアとして、昨年 4 月から、毎月 1 回の産業医訪問の際に、職場巡視や休職者、復職者に対する面談を実施しております。

4 点目は、職場外資源によるケアとして、平成 25 年 7 月から、職員の体及び心の健康づくり、

平成 29 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

メンタルヘルスの不調者等に対応するため、毎月 1 回、臨床心理士の方に来庁していただき、職員の健康相談室を実施しております。

また、平成 27 年 9 月からは、仕事上のパフォーマンスを下げる要因、ストレスや精神疾患などとなりますけど、へのかかわりやパフォーマンスを高める要因、マネジメント・コミュニケーションスキルへの取り組みなど、職員と組織の両方のパフォーマンスの改善、向上を目的として、職員援助プログラム、以下 EAP と言いますが、EAP を導入しております。

この EAP の委託業務の主な内容としましては、個人の悩みや心配事を専門のカウンセラーによる相談、職場復帰支援として、休職中の職員と EAP カウンセラーとの連携や、EAP カウンセラーと町との連携を実施しております。また、管理職と EAP カウンセラーとの連携を、今後、より効果的に推進するため、管理監督者に対する研修実施後、管理者と EAP カウンセラーとのヒアリングを実施しております。

以上、この 4 ケアを実施し、職員のメンタルに対する支援を行っております。

現在、休職中及び病休中の職員に対する取り組みとしましては、心の健康問題により、休職中の職員や病気休養中の職員の職場復帰を支援し、円滑な職場復帰と再発防止を図るため、平成 28 年度から職場復帰支援プログラム実施要綱に基づき、職場復帰の支援を行っております。これまでは、主治医の診断書のみで職場復帰の可否を判断しておりましたが、現在は、職場復帰に向けての訓練、リワークや、町からの受診命令に基づく、セカンドオピニオン、産業医面談を経て、最終的な職場復帰の判断を行っております。

また、今後、急な、多大な負荷がかかることのないよう、就業上の配慮も考慮しているというところで進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

ぜひ、そういう形ですね、改善策を取りながら、ぜひ円満な形で職場復帰ができるようにしていただきたいと思います。ただね、3 名現場復帰されたけど、また新たに 3 名の方がまた休職されているということについては少し残念ですけども、よろしく、職員の皆さんがですね、気持ちよく働ける職場にしていきたいと思います。

最後になりましたが、時間がありません。申しわけありませんが。前教育長の教科書採択違反についてですが、もう読み上げません。

この、今、お二方の議員の方が、一番目のきょうですね、それと昨日、前教育長の教科書採択違反について質問がありましたし、回答も町長のほう、教育長か、町長のほうからですね、受け

ましたが。この町民に対しての説明責任はどのような形で果たすのかということについては、教育長でしたね。広報でもって、この問題点の形をとりたいと。それで、ぜひそういう形ですね、透明性のある公平性、中立性のある内容ですね、行っていただきたいなと思います。

前教育長の一番目の前教育長の聞き取り調査は誰がどのような方法で行ったのかということなんですが。私が思うにはですね、その教育長、それから前教育課長、それから、町長とですかね。そういうような形で話し合いがされたようですけど。私は政治倫理条例のような形ですね、その審査委員というかですね、正式名称はちょっと忘れましたが。そういう第三者の方々を設置してですね、なぜしなかったのかなと。まあ中島——失礼、前教育長、名前を言ってしまいましたから。前中島教育長はですね、やはり大きな力のある方ですし、全国町村の教育長会長でありますし、また、学校の先生でもありましたし、ここの中の職員の皆さんにも、そういう卒業生と言いますかね、そういう方がおられる中ですよ、そういう大先輩である方に対して、どういうことですかということ、聞くこと自体も、おこがましいような気がしてですね、だから聞きづらかったらうなというような気持ちがあるわけですよ。そういう意味じゃ、第三委員会を設置しなかったのかな・・・・・・・・

**○議長 小田 武人君**

妹川議員。与えられた時間になりました。

**○議員 5 番 妹川 征男君**

そういうことで、申しわけありませんが、時間が来ましたので、もっともつとですね、町民に対する疑問や問題点を感じる、疑念を感じている人に対して、広報便りですね、ちゃんとした形でしていただきたいと思います。

時間が来ましたので、これで終わります。

**○議長 小田 武人君**

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。